

2011.5.20

日本製紙連合会

食品に接触することを意図した紙・板紙原紙に用いる  
既存化学物質の登録の完了と新規物質登録制度について

1. 既存化学物質登録作業の完了

国内での紙・板紙製食品容器包装の利用において、これまで衛生問題による被害は発生していないが、化学物質に関する国民の関心と国際的な動きに対応しつつ食に関する安心・安全をより確実にするために、パルプ及び抄紙工程で使用する化学物質の管理体制の整備を進めている。

食品に接触することを意図した原紙へ昨年9月末までに使用した実績のある物質について、製紙会社から薬品会社への申告をもとに12月末完了を目標に薬品会社会員により既存化学物質の登録を進めてきた。登録薬品数の多さや新規会員による追加作業などが原因で遅れたものの、「JPA-ケミネット」上への登録は2011年3月末をもって完了した。

2. JPA-ケミネット登録システム

- 1) 製紙会社が食品用途の紙・板紙原紙の生産に利用している薬品（商品名）を購入先に通知し、薬品会社はその構成成分をケミネットに登録する。
- 2) 製紙会社がケミネットの会員でない会社から薬品を購入している場合には、その薬品の構成成分を製紙会社が代行登録する。ケミネット上に製紙会社の第三者がアクセスできないサイトを開設し製紙会社が入力する。
- 3) ケミネット会員でない企業が、薬品の構成成分を製紙会社に開示できない場合は会員になって登録するか、または既存化学物質として登録できない。

3. JPA-ケミネット会員について

ネガティブリスト管理を行っていた昨年9月の時点で、製紙会社以外のケミネット会員数は39社であった。会員企業数は5月20日現在109社となっており、製紙会社による代行登録を選んだ企業10数社を含め、製紙工場で食品用途の原紙に使用実績のある化学物質の登録は全て完了したと判断している。製紙会社正会員企業34社を含めケミネット会員は合計143社である。

なお、今回完了したケミネット上の既存化学物質情報はあくまでも紙・板紙原紙の製造のために製紙工場で使用している薬品についての登録情報である。紙の加工や成型・印刷工程など製紙会社の範囲を離れて、より消費者に近い事業所で使用している薬品については登録の対象としていない。この分野は必要に応じて関係業界によって別途検討される必要がある。

#### 4. 登録物質と分類

登録済既存物質は1,900物質を超えている。一定の基準（欧米のPLの該当・非該当等）をもとに暫定的に6種類のカテゴリーに分類した。今後、有害性情報、曝露情報等に基づきリスク評価を進める。評価が完了するまで公開しない。

1. 既存 I G 物質（暫定 PL 該当）  
（自主基準の NL、NL 候補に非該当で欧米の PL に掲載）
2. 既存 I G 物質（暫定 PL 候補）  
（自主基準の NL、NL 候補に非該当で欧米の PL に不掲載）
3. 既存 II G 物質（暫定 PL 該当検討）  
（自主基準 NL 候補に該当しているが欧米の PL に掲載）
4. 既存 II G 物質（暫定 PL 要検討）  
（NL 候補に該当し欧米の PL に不掲載）
5. 未分類物質（CAS No. 不明）
6. 未分類物質（染料関連物質）

注）PL ；ポジティブリスト（使用してよい物質のリストで国が定める物質）

暫定 PL ；日本製紙連合会が定める予定の自主的 PL

NL ；ネガティブリスト（法規制等により使用制限が求められる物質）

ここでは日本製紙連合会が自主基準に定めている物質

NL 候補；同上の懸念があり使用方法等について検討を要する物質（別紙参照）

#### 5. 新規物質登録制度

5月より新規物質登録受付を開始する。サプライヤーからの有害性情報（物理化学的性状や法規制情報なども含む）と製紙会社の曝露情報（添加量や使用量、残留量など）を添えて申請することで情報を共有化し、関係者間でリスク評価を行い登録の是非を検討する。

#### 6. 今後の作業

上記の登録済既存化学物質については、曝露情報、有害性情報等を精査しリスク評価を進める。

曝露情報については、①抄紙工程で紙製品の品質設計のために紙に残す物質、②抄紙工程の生産環境を整えるために利用する化学物質で紙に残る可能性の低い物質、③製紙原料（バージンパルプ、古紙パルプなど）の生産工程で利用する物質で紙に残る可能性の低い物質、の3分類に分けて原紙への残留量を推算、場合によっては実測し、有害性情報と併せサプライヤーの協力を得ながらそれぞれ評価していく。

以上

参考) 日本製紙連合会が定める NL、NL 候補物質について

<平成 19 年 5 月 21 日制定日本製紙連合会自主基準 (平成 19 年 6 月 15 日発行) >

日本製紙連合会は「食品に接触することを意図した紙・板紙の自主基準」を制定している。そのなかで法規制等による指定物質を NL として、食品に接触することを意図した原紙への使用を制限し、法規制等の改定に合わせ JPA-ケミネット上で定期的にデータを追加更新し公開している。最新 NL は 2010.6 現在 2,136 物質で、7 月に改定を予定している。また使用制限はしないが要検討物質として NL 候補を指定しており、ケミネット上で確認できる。

法律等	NL	NL 候補
化学物質審査規制法 2011.4.1 法改正	第 1 種特定化学物質 第 2 種特定化学物質 第 1 種監視化学物質	旧法 ; 第 2 種監視化学物質 (人健康) 新法 ; 優先評価化学物質のうち人の健康に影響する可能性のある物質
労働安全衛生法	製造禁止物質 特定化学物質・第 1 類物質	特定化学物質・第 2 類物質 変異原性物質 (新規届出化学物質) 変異原性物質 (既存化学物質) がん原性物質 (指針公表化学物質) 第 1 種有機溶剤
毒劇物取締法	特定毒物	毒物、劇物
オゾン層保護法	特定物質	
ダイオキシン類特別措置法	ダイオキシン類	
化学兵器禁止法	毒性物質 (特定物質) 毒性物質 (第 1 種指定物質) 毒性物質 (第 2 種指定物質)	
ストックホルム条約 (POPs 条約)	対象物質	
ロッテルダム条約 (PIC 条約)	事前同意届出物質	
76/769/EEC		制限物質 (2009.6.1 REACH)
発がん性 IARC EU 日本産業衛生学会 ACGIH EPA NTP	発がん性物質 グループ 1 発がん性物質 カテゴリー 1 発がん性物質 第 1 群 発がん性物質 A1 発がん性物質 A 発がん性物質 K	発がん性物質 グループ 2A, 2B 発がん性物質 カテゴリー 2 発がん性物質 第 2 群 A, 第 2 群 B 発がん性物質 A2, A3 発がん性物質 B1, B2 発がん性物質 R
変異原性 EU		変異原性物質 カテゴリー 1, 2
生殖毒性 EU		生殖毒性物質 カテゴリー 1, 2

以上